

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和7年5月11日 10時21分頃
発生場所	北海道八雲町八雲漁港南東方沖 八雲港防砂堤灯台から真方位140° 1.0海里付近 (概位 北緯42° 14.6′ 東経140° 18.3′)
事故の概要	プレジャーボートさくらは、漂流中、浸水し、転覆した。
事故調査の経過	令和7年6月13日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート さくら、5トン未満（長さ3.92m） 201-1032北海道、有限会社大栄電設
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 3～4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約9℃
事故の経過	<p>本船は、両舷船側外板の船尾付近に設けられた排水口のキャップが船内側から締め込まれていない状態で、八雲漁港の海水面に降ろされた後、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、同漁港東北東方沖の釣り場に向けて出発した。（写真1、2参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>排水口</p> <p>写真1 排水口の状況 (左舷側を撮影)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 キャップ</p> </div> </div> <p>船長は、釣り場に到着し、釣りを開始して約2時間経過した頃、風波が強くなってきたので、釣りを中止して帰航を開始した。 船長は、帰航中、風波が弱くなってきたので、八雲漁港南東方沖で</p>

釣りを再開しようと思い、船外機をチルトダウンした状態で漂泊して釣りを開始し、釣りに夢中となっていたところ、後部甲板上に座っていた同乗者が、同甲板上に海水が滞留していることに気づき、船長にその旨伝えた。

船長は、船尾部の空所から海水があふれ出していることを見て、後部甲板上に滞留していた海水の排水をする間もなく、本船が右舷側へ傾斜してそのまま転覆し、同乗者と共に落水した後、118番通報した。(図1参照)

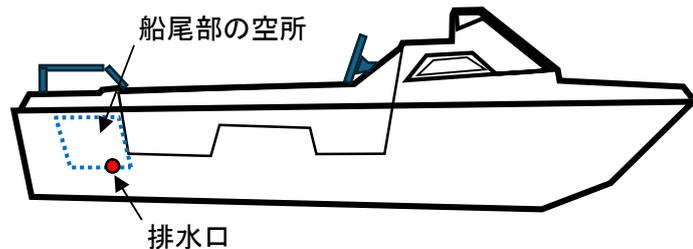


図1 排水口及び船尾部の空所の概略図(側面)

船長及び同乗者は、来援した公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター八雲救難所所属の船舶に救助されて八雲漁港に帰った。

本船は、八雲救難所所属の船舶によってえい航され、また、同救難所所属の他の船舶が伴走し、八雲漁港に帰った。

船体の取扱説明書によれば、係留中などは排水口のキャップを取り外すことで船尾部の空所に滞留した海水等を排水することができる一方、航行中は排水口から船内に海水が流入しないように排水口のキャップを締める必要があった。

船長は、令和4年に一級小型船舶操縦士免許を取得して以降、自身が所有する他の船舶で年数回釣りに出ており、その際、浸水を認めていなかった。本事故当時、中古で購入した本船への初めての乗船であった。

船長は、キャップを船内に保管していたものの、船体の取扱説明書を所持しておらず、海水面に降ろす前、両舷の排水口に同キャップを締め込む必要があることを知らなかった。

国土交通省のウェブサイトに掲載されている発航前検査チェックリストには、次の旨記載されている。

#### エンジン始動前の点検

#### 船体の点検

- ①船体に亀裂や破口はないですか。ハッチカバー等は確実に閉鎖しましたか。

(<https://www.mlit.go.jp/common/001129513.pdf>)

船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、八雲漁港を出発する際、船長が排水口にキャップを締めて

	<p>いなかったことから、航行中に両舷の排水口から船尾部の空所に流入した海水が同漁港南東方沖での漂泊中であふれ出し、甲板上に滞留し、右舷側へ転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の航行中、排水口に海水が流入することを知らなかったことから、排水口にキャップを締めなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、自身が保有する他の船舶においては、航行中等に排水口から浸水することがなかったことから、発航前に排水口の開閉状況を確認していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、船内への浸水を認めた際、船尾空所から海水があふれ出していたことから、速やかに閉鎖や排水ができなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、八雲漁港を出発する際、船長が排水口にキャップを締めていなかったため、航行中に両舷の排水口から船尾部の空所に流入した海水が同漁港南東方沖での漂泊中であふれ出し、甲板上に滞留し、右舷側へ転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、操縦する船舶の構造を熟知し、発航前検査を確実に実施すること。特に、排水口が海面付近にある小型船舶においては、航行中に海水が船内に流入するおそれがあるので、排水口をあらかじめ閉鎖しておくこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、新たに船舶を取得した際には必ず取扱説明書を確認すること。取扱説明書がない場合には代理店等から入手すること。</li> </ul>